

2009年11月28日

日本エイズ学会学術集会・総会

一般演題（口演）

刑務所における HIV 抗体検査の必要性
——覚せい剤取締法違反の受刑者に焦点を当てて——

永田 憲史

（関西大学法学部准教授）

報告要旨 2～3頁

スライド 4～21頁

報告要旨

【背景】 HIV 感染のハイリスクグループと考えられる覚せい剤取締法違反の検挙人員は 12211 人を数えている (2007 年)。しかし、感染報告によれば、HIV 感染経路として静注薬物濫用によるものはほとんどない。また、刑務所における HCV 及び HIV の感染状況についての法務省の統計は存在しない。

【目的】 覚せい剤をはじめとする静注薬物濫用による HIV 感染を把握し、刑務所において治療又は予防教育を行うために、刑務所において HIV 抗体検査を強制的に行うことの可否を検討したい。

【考察】 感染報告において、静注薬物濫用によるものがほとんど見受けられない理由として、覚せい剤取締法違反が犯罪であるため報告し難いだけでなく、感染者が感染を認識していない可能性が強く疑われる。なぜなら、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則によれば、刑務所において健康診断をする際、採血を行うことができるものの、HIV の抗体検査は求められていないためである。アメリカ合衆国においては、受刑者が拒否しない限り原則として検査を行う州が大半であるものの、受刑者が拒否したとしても強制的に検査を行う州も存在する。刑務所における強制的な検査はプライバシー権や法の下での平

等の観点から法的に問題となる。しかし、HAART の進展や適切な介入が可能となることを考えると感染している受刑者の生命・身体を守る権利を保障することとなる。また、刑務所は閉鎖的な空間であり、過剰収容で暴力等のトラブルが増加していることを考えると刑務官や他の受刑者の生命・身体を守る権利を保障することにもなる。

【結論】 刑務所において受刑者の HIV 抗体検査を強制的に行うべきであり、検査後の治療又は予防教育のパッケージの構築が必要である。

刑務所における HIV抗体検査の必要性

——覚せい剤取締法違反の受刑者に焦点を当てて——

関西大学法学部准教授 永田憲史

日本における感染経路の動向①

感染報告によれば、

- ・同性間性的接触
- ・異性間性的接触

によるものがほとんどを占めている

日本における感染経路の動向②

感染報告によれば、

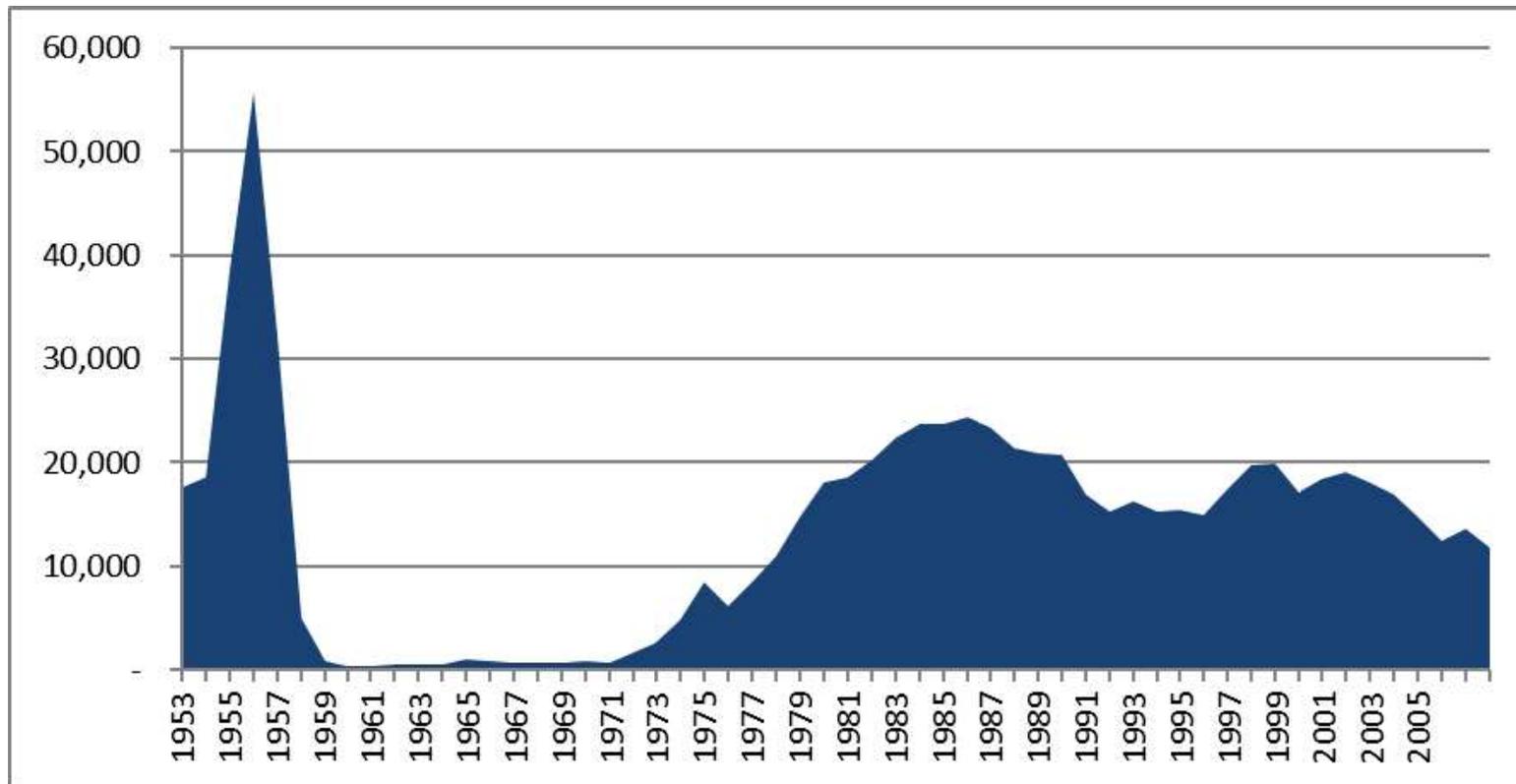
静注薬物濫用によるものはほとんどない



諸外国に比べて特異

←実態を反映しているのか？

覚せい剤取締法違反の統計①



出典：法務省法務総合研究所編『平成20年版 犯罪白書』

覚せい剤取締法違反の統計②

| | | |
|------|-------|---|
| 検挙人員 | 12211 | 人 |
| 新受刑者 | 6125 | 人 |

(平成19年)



所持・使用がほとんどを占めている
使用は注射器によるものが大半

刑務所におけるHCV

統計なし

←しばしば見受けられるとの実務経験

刑務所におけるHIV

統計なし

←医療スタッフ以外の関心が極めて低い

ある刑務所における検査希望率は

約5割(全罪種)

刑務所における健康診断

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第61条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに、及び毎年1回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

健康診断の事項

- 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則
- **第29条** 法第61条第1項前段の規定による健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第1号、第3号(体重の測定を除く。)及び第5号から第11号までに掲げる事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。
 - 一 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査
 - 二 自覚症状及び他覚症状の検査
 - 三 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査
 - 四 血圧の測定
 - 五 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
 - 六 胸部エックス線検査
 - 七 血色素量及び赤血球数の検査
 - 八 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査
 - 九 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査
 - 十 血糖検査
 - 十一 心電図検査
- 2 法第61条第1項後段の規定による健康診断は、前項第二号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。

→HIV抗体検査は法令上求められていない

感染報告において静注薬物濫用が ほとんど見受けられない理由

- 「その他」に計上されている可能性
←複数の要因がある場合
- 静注薬物濫用と申告し難い可能性
←覚せい剤取締法違反は犯罪
- 感染が感染者にも認識されていない可能性
←覚せい剤取締法違反で刑務所に
収容された場合でもHIV抗体検査なし

アメリカ合衆国の刑務所における HIV抗体検査

- 受刑者の任意に委ねる州
←感染を把握できない
- 受刑者が拒否しない限り原則として行う州
←受刑者に拒否されれば感染を把握できない
- 受刑者が拒否したとしても強制的に行う州
..... 約40州
←法的に問題？

刑務所における HIV抗体検査強制の法的問題点

- プライヴァシー権に関わる問題
← 感染の有無は重要な個人情報
- 法の下での平等に関わる問題
← 受刑者だけが検査を強制されるのは
不平等



これらに優越する利益が存在

刑務所における HIV抗体検査強制を許容する根拠①

受刑者本人の生命・身体を守る利益

↑

- 感染判明時 → 治療
- 非感染判明時 → 予防教育

↑

「検査→治療・予防教育」の
パッケージの構築が必要

刑務所における HIV抗体検査強制を許容する根拠②

刑務官や他の受刑者の

生命・身体を守る利益



- 閉鎖的空間
- 集団室(定員6名)における処遇が中心
- 過剰収容(定員超過)でトラブル増加、
感染リスクも増大

HIV抗体検査強制の必要性

治療や予防教育をスムーズに行うためには
受刑者が必要性を感じ、
検査を希望することが望ましい



- ・空間の特殊性
- ・仮釈放目当ての不本意な「同意」の可能性も
..... 刑務所では真に自由な同意が考えにくい
任意の検査を追求することが困難

類似の問題

刑務所だけでなく

少年院においても存在

結論

受刑者に対しては、健康診断の採血の際に
HIV抗体検査を**必ず**行うよう
法律で明文化すべき

ご清聴ありがとうございました。